(経済産業省)

			(在)		
制	度 名	租税条約ネットワークの	拡充		
税	目	_			
要	取引	や投資の実態、要望等を充分	と等に資するものであり、引き続き、我が国企業の 勘案しつつ、未締結国との新規締結を行うととも		
望	1-,	に、既存条約を改正することにより、そのネットワークの迅速な拡充に努めるべき。 			
の					
内					
容			平年度の減収見込額 - 百万円 (制度自体の減収額) (- 百万円)		
	(1)	政策目的			
新	我	我が国企業の海外投資等を円滑化し、そこで稼いだ収益を国内へ還流させていくことは、我が国経済の活性化の観点から極めて重要である。			
設	とは				
	l	かし、我が国企業の進出先国に	おいては、高税率な源泉課税により十分な収益を		
拡			る範囲が不明確なため予見できない課税を受け 税務当局間での相互協議等の法的枠組みが構築さ		
充	れて	こいないなどの課題が発生してい	る。		
又			、租税条約のネットワークを迅速に拡充していく		
は	ع ح ا	:が必要である。			
延	(2)	施策の必要性			
長	和	3.税条約付 投资所得(配当·利	子・使用料)の税率の引下げや「恒久的施設(P		
を	E)	租税条約は、投資所得(配当・利子・使用料)の税率の引下げや、恒久的施設(P E)の範囲の明確化、両国税務当局間の相互協議メカニズムの確立などの機能があ			
必	る。				
要		こうした機能は、我が国への収益還流の促進や、現地の課税問題の解決のために極めて重要な役割を果たす。			
ځ		かし 弁が国人要の海見机次だ	はまままかはしていて 甲左の知路		
す	_	がし、我か国企業の海外投資か]ネットワークでは質・量ともに	ぎますます加速していく現在において、既存の租税 .十分とは言えない。		
る	_	そのため、今後も引き続き、我が国企業の取引や投資の実態、要望等を充分甚つつ、未締結国との新規締結を行うとともに、既存条約を改正することにより、 ネットワークの迅速な拡充に努めるべきである。			
理					
由					

	1		
今回の要望に関連す	合 理 性	政策体系 における 政策目的の 位置付け	2. 対外経済政策
		政 策 の 達成目標	我が国企業の海外投資及び国内への資金還流の促進
		租税特別措 置の適用又 は延長期間	_
		同上の期間 中 の 達 成 目 標	我が国企業の海外投資及び国内への資金還流の促進
		政策目標の 達 成 状 況	
	有効性	要 望 の 措 置 の 適用見込み	
		要望の措置 の効果見込 み(手段とし ての有効性)	租税条約ネットワーク拡充により、我が国企業の海外投資及び国内へ の資金還流の促進が見込まれる。
る事	相当性	当該要望項 目以外の税 制上の支援 措 置	同一の目的である他の措置はない。
項		予算上の 措置等の 要求内容 及び金額	同一の目的である他の措置はない。
		上記の予算 上の措置等 と要望項目 との関係	
		要望の措置の 妥 当 性	我が国企業の海外投資及び国内への資金還流の促進が見込まれるため、租税条約ネットワークを拡充することは妥当。

-		
これまでの和	租税特別 措 置 の 適用実績	
1税特別措置の	租税特別措 置の適用に よる効果 (手段として の有効性)	_
れまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	前回要望時 の達成目標	_
に関連する事項	前回要望時 からのび目標 に達してい ない場合の 理	
これまでの 要 望 経 緯		_